子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について（概要）

厚生労働省年金局年金課

１．改正の趣旨

〇　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号）の一部の規定が令和８年 10 月１日から施行されることに伴い、関係政令の規定について所要の改正を行うもの。

２．改正の概要

（１）　国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「国年法」という。）第 88 条の３第３項において、「前二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に相当する額については、政令で定めるところにより、･･･子ども・子育て支援納付金により補填するものとする。」と規定されており、同条第１項又は第２項に規定する国民年金第１号被保険者の育児期間の保険料免除措置（以下「育児期間免除」という。）に係る期間における保険料免除相当分の金額を子ども・子育て支援特別会計から繰り入れることとされているところ、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号。以下「国年令」という。）第６条の４の３に、当該期間に要する具体的な費用について規定する。

（２）　育児期間免除の新設に伴い、

・　国年令第９条に規定する前納保険料の還付について、国民年金保険料の前納を行った第１号被保険者が育児期間免除に該当した場合、当該免除に係る期間の前納した保険料の還付を受けられるよう、所要の整備を行う。

・　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和35年政令第122号）第１条に規定する、市町村が行う法定受託事務に要する費用である基礎年金に係る事務費交付金の算定方法について、所要の整備を行う。

（３）　育児期間免除に係る期間が国年法第５条第１項に規定する「保険料納付済期間」に算入されることに伴い、

・　国年令第 11 条の２に規定する基礎年金拠出金の算出方法について、基礎年金拠出金按分率の分母に、育児期間免除に係る期間を追加する。

・　確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号）第 35 条に規定する個人型確定拠出年金の掛金拠出可能期間に、育児期間免除に係る期間を追加する。

（４）　特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 120 条第２項第７号において子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定から年金特別会計国民年金勘定（以下「国年勘定」という。）への繰入にかかる規定が新設されることに伴い、特別会計に関する法律施行令（平成 19 年政令 124 号）第 57 条に規定する、国年勘定に生じた不足を同勘定の積立金から補足する場合の補足額の算出方法について、所要の整備を行う。また、その他項ズレの処理を行う。

３．根拠条項

・ 国年法第 86 条、第 88 条の３第３項、第 93 条第４項、第 94 条の３第１項
・ 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 68 条第１項
・ 特別会計に関する法律第 102 条第３項、第 115 条第２項

４．施行期日等

公 布 日：令和８年４月（予定）
施行期日：令和８年 10 月１日